

○聴聞等の主宰者等に関する訓令

平成6年9月30日

本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県公安委員会運営規則（昭和32年佐賀県公安委員会規則第2号）第11条に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第3条に規定する聴聞の主宰者及び聴聞等規則第21条に規定する弁明録取者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「暴対法意見聴取規則」という。）第3条第1項に規定する意見聴取官並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「道交法意見の聴取等規則」という。）第3条に規定する意見の聴取の主宰者並びに道交法意見の聴取等規則第14条第2項に規定する弁明録取者について、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞等の主宰者等)

第2条 聴聞等規則に規定する聴聞及び道交法意見の聴取等規則に規定する意見の聴取（以下「聴聞等」という。）の主宰者として指名される警察職員は、当該聴聞等に係る事案を所掌する部門に所属する警視の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員及び技術職員をもって充てる。

2 暴対法意見聴取規則に規定する意見聴取官は、警察本部刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課に所属する警視以上の階級にある警察官をもって充てる。

3 聴聞等規則及び道交法意見の聴取等規則に規定する弁明録取者として指名される警察官は、当該弁明録取に係る事案を所掌する部門に所属する警察職員をもって充てる。

本条…一部改正〔平成17.3本部訓令9、18.3本部訓令10、19.4本部訓令4〕

(任務等)

第3条 聴聞等の主宰者として指名された警察職員は、行政手続法（平成5年法律第88号）その他の法令の規定による聴聞及び意見の聴取を主宰する。

2 暴対法意見聴取規則に規定する意見聴取官は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第34条第1項又は同法第35条第3項若しくは第4項に規定する意見聴取であって、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由又は仮命令をした理由について重大な争点が認められない事案について意見聴取を主宰し、又は公安委員会

若しくは公安委員会から指名された公安委員が主宰する意見聴取につき、公安委員会から求められた場合はこれに陪席して主宰者を補佐することができる。

3 聴聞等規則又は道交法意見の聴取等規則に規定する弁解録取者として指名された警察職員は、行政手続法第13条第1項第2号又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第2項若しくは第3項に規定する弁明が口頭でなされた場合は、これを録取することができる。

4 聴聞等の主宰者又は意見聴取の主宰者として指名された警察職員は、聴聞等又は意見聴取の結果が処分を受ける者の権利に重大な影響を及ぼすことに留意し、関係者の陳述及び意見を十分に聴取し、聴聞等又は意見聴取の経過を行政庁に正確に反映させなければならない。

（警察本部長聴聞の主宰者）

第4条 佐賀県公安委員会の運転免許事務の委任に関する規則（昭和42年佐賀県公安委員会規則第7号）により、警察本部長に委任された道路交通法の規定による免許の停止に係る聴聞を主宰する警察職員は、交通部運転免許課長若しくは交通聴聞官又は交通部の警視以上の階級にある警察官若しくはこれに相当する事務職員及び技術職員とする。

本条…一部改正〔平成19.4本部訓令4〕

附 則

1 この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に行政手続法第15条第1項又は第30条の規定による通知に相当する行為がなされた場合は、当該通知に係る不利益処分的主宰者等の指名に関する手続等に関しては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 聴聞を主宰することができる職員の指名に関する訓令（昭和56年佐賀県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。